



01 背景及び趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者に対し40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することが義務づけられています。本計画は、当健保組合の特定健康診査・特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めています。実施率の向上を目指し、平成30年から平成35年までの6カ年の目標値を定めた、第3期特定健康診査等実施計画書は次のとおりです。

02 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当健康保険組合の契約健診機関以外で健康診査を受けた方に関しては、健診データを事業主から受領するとともに、当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行えるよう健診機関との契約を進めていきます。

(2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことにあります。そのため特定保健指導は、対象者自身が健康診査の結果を充分理解したうえで、自らの生活習慣を変えることができるよう支援を行います。

(3) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、健康診査の結果を基に階層化し、積極的支援、動機付支援の対象者を選出します。効果の面からは、40歳以上の方を優先しますが、40歳未満でも指導が必要な場合は選出します。

積極的支援		腹 囲	追加リスク①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	対 像
腹囲測定等に加え、血中脂質、血圧、血糖値のうち2つ以上が基準を超える方					
動機付け支援	腹囲測定等に加え、血中脂質、血圧、血糖値のうち1つが基準を超える方	上記以外で BMI25以上	2つ以上該当【メタボリック該当者】	一	積極的支援
			1つ以上該当【メタボリック予備群】	あり	積極的支援
			3つ以上該当	なし	動機付け支援
			2つ以上該当	一	積極的支援
			なし	あり	積極的支援
			1つ以上該当	一	動機付け支援
					動機付け支援